

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

指定納付受託者の名称及び所在地

- (1) 名 称：株式会社トラストバンク
所 在 地：東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号
指定した日：令和 8 年 4 月 1 日
- (2) 名 称：株式会社めぶきカード
所 在 地：茨城県水戸市南町 3 丁目 4 番 12 号
指定した日：令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 名 称：GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
所 在 地：東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 番 3 号
指定した日：令和 8 年 4 月 1 日
- (4) 名 称：楽天グループ株式会社
所 在 地：東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号
指定した日：令和 8 年 4 月 1 日
- (5) 名 称：株式会社アイモバイル
所 在 地：東京都渋谷区渋谷 3 丁目 26 番 20 号
指定した日：令和 8 年 4 月 1 日
- (6) 名 称：株式会社 JR 東日本ネットステーション
所 在 地：東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 27 番 11 号
指定した日：令和 8 年 4 月 1 日
- (7) 名 称：株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー
所 在 地：東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号
指定した日：令和 8 年 4 月 1 日
- (8) 名 称：アマゾンジャパン合同会社
所 在 地：東京都目黒区下目黒 1 丁目 8-1
指定した日：令和 8 年 4 月 1 日

- (9) 名 称：株式会社さとふる
所 在 地：東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号
指定した日：令和 8 年 4 月 1 日

指定納付受託者に納付させる歳入

ふるさと納税寄附金

指定した期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで